

森林環境税(仮称)の 基本的な制度設計に関する検討

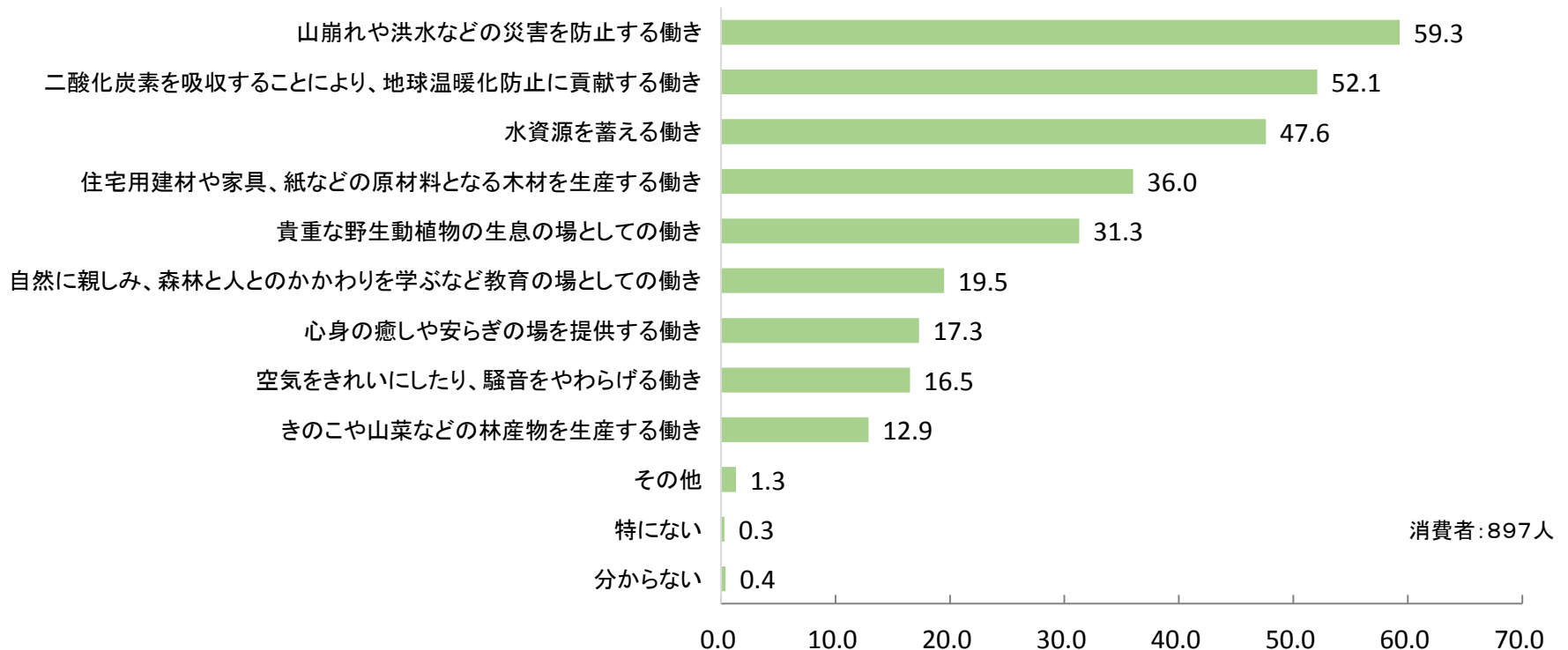
森林に期待する役割（森林資源の循環利用に関する意識・意向調査より）

調査の概要

- 【目的】 林業・木材産業関係者及び消費者の森林資源の循環利用に関する意識や意向等を把握することにより、森林・林業施策の企画・立案の参考とする
- 【調査時期】 平成27年7月上旬から中旬までの間に実施
- 【方法】 オンライン調査及び郵送調査

消費者モニター(※)による「森林に期待する役割」についての調査結果

森林に期待する役割(複数回答3つまで)



(※) 消費者モニター: 農林水産行政に関心がある20歳以上の者で、原則としてパソコンでインターネットを利用できる環境にある者(調査対象者数: 987人)

京都議定書の概要

- 第3回気候変動枠組条約締約国会議(COP3)において採択された、温暖化に対する国際的な取組のための国際条約。
- 先進国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数値目標を各国ごとに設定。

【第1約束期間】

- 期 間: 2008年から2012年
- 基 準 年: 1990年
- 締 約 国: 192カ国
- 削減目標: 先進国全体で少なくとも5%削減を目指すとともに、各国ごとに削減目標を設定。
(日本: ▲6%、米国(後に脱退): ▲7%、EU: ▲8%)
途上国に対しては、数値目標などの新たな義務は導入せず。
- 削減手段: 森林等の吸収源による温室効果ガス吸収量の算入、
国際的に協調して、目標を達成するための仕組み(京都メカニズム) 等を導入

【第2約束期間】

- 期 間: 2013年から2020年
- 基 準 年: 1990年
- ※ 日本は、「京都議定書は、公平性、実効性に欠ける枠組みである」として不参加。ただし、意欲的な排出削減の取組は継続。
(参考: 日本の2020年度までの温室効果ガス削減目標)
→ 2005年度比3.8%減(そのうち、森林吸収源で2.7%以上を確保することとしている)。

パリ協定の概要

第21回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において採択された、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定(合意)。

世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求すること等が目的として掲げられている。

【目的の達成まで】

温室効果ガス削減目標の設定・実施



- ・ 途上国を含むすべての締結国が設定、公表の上、国連に提出
- ・ 5年ごとに削減目標を更新

【今世紀後半】

温室効果ガス的人為的排出量と吸収源による除去の均衡を達成



【長期的に】

平均気温上昇2°C未満に

気温が2°C上昇した場合の追加的リスクの例

- ・ 最大30%の種の絶滅リスクが増加
- ・ 洪水及び暴風雨による被害の増加

(各国の目標提出状況)

196の国連気候変動枠組条約締約国のうち、183の国・地域が提出。(2016年4月11日現在)。

(参考)日本の削減目標

- ・ 2030年度に2013年度比▲26.0%(2005年度比▲25.4%)の水準(約10億4,200万t-CO₂)に設定。
- ・ このうち、森林吸収源対策により、約2,780万t-CO₂を確保。
- ・ さらに長期的な目標として、2050年度までに温室効果ガス80%削減を目指す地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)に記載。

(各国がさらなる削減目標を設定する必要)

国連は、各国から提出された目標の総計は、2°C目標を最小のコストで達成する経路には乗っておらず、追加の削減努力が必要と示唆。

各市区町村の区域におけるCO₂排出のイメージ

○ 家庭部門の排出量から森林による吸収量を控除したネットでの排出量を見ると、指定都市等の大都市においてネットでプラス、森林の多い地方部の市町村においてネットでマイナスとなっており、大都市部の排出したCO₂を地方部において吸収している構造。

都道府県	市区町村	CO ₂ 排出量 (1,000tCO ₂)	森林面積 (ha)	森林CO ₂ 吸収量 (-1,000tCO ₂)	ネットの CO ₂ 排出量 (1,000tCO ₂)
北海道	札幌市	6,032	67,690	139	5,893
神奈川県	横浜市	5,654	3,746	8	5,646
大阪府	大阪市	4,624	0	0	4,624
愛知県	名古屋市	3,786	1,020	2	3,784
京都府	京都市	2,514	61,021	125	2,389
福岡県	福岡市	2,365	11,016	23	2,343
神奈川県	川崎市	2,276	668	1	2,275
広島県	広島市	2,308	60,357	124	2,185
兵庫県	神戸市	2,156	22,354	46	2,110
宮城県	仙台市	2,062	44,439	91	1,971
埼玉県	さいたま市	1,931	461	1	1,930
新潟県	新潟市	1,802	5,437	11	1,791
福岡県	北九州市	1,537	19,409	40	1,497
岡山県	岡山市	1,474	34,701	71	1,403
千葉県	千葉市	1,367	4,928	10	1,357
熊本県	熊本市	1,314	6,188	13	1,302
東京都	世田谷区	1,267	0	0	1,267
大阪府	堺市	1,256	402	1	1,256
石川県	金沢市	1,269	27,354	56	1,213
愛媛県	松山市	1,106	18,908	39	1,068

都道府県	市区町村	CO ₂ 排出量 (1,000tCO ₂)	森林面積 (ha)	森林CO ₂ 吸収量 (-1,000tCO ₂)	ネットの CO ₂ 排出量 (1,000tCO ₂)
岐阜県	高山市	151	189,603	388	▲ 238
北海道	足寄町	21	115,253	236	▲ 215
北海道	上川町	13	89,142	183	▲ 170
北海道	遠軽町	63	113,052	232	▲ 168
岩手県	岩泉町	23	90,959	186	▲ 164
北海道	枝幸町	24	88,269	181	▲ 157
北海道	新得町	20	84,456	173	▲ 153
広島県	庄原市	68	104,817	215	▲ 147
新潟県	阿賀町	27	77,255	158	▲ 131
福島県	南会津町	36	80,643	165	▲ 129
北海道	滝上町	9	67,077	137	▲ 128
北海道	幌加内町	5	63,515	130	▲ 125
奈良県	十津川村	7	64,479	132	▲ 125
岐阜県	郡上市	66	92,456	189	▲ 124
秋田県	仙北市	60	89,065	182	▲ 123
秋田県	北秋田市	79	96,344	197	▲ 118
山形県	小国町	17	65,686	135	▲ 117
北海道	日高町	38	75,794	155	▲ 117
岐阜県	揖斐川町	35	73,059	150	▲ 114
徳島県	那賀町	21	65,873	135	▲ 114

「CO₂排出量」は、環境省HP掲載の簡易版マニュアルに基づく全市区町村の部門別CO₂排出量の現況推計値(家庭部門、2014年度)

「森林面積」は、2015年農林業センサスによる

「森林CO₂吸収量」は、「日本国温室効果ガスインベントリ報告書2016年」掲載の京都議定書に基づく森林経営によるCO₂吸収量(2014年度)を森林面積で単純に按分

「ネットのCO₂排出量」は、上記「CO₂排出量」-「森林CO₂吸収量」により算出

所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第104条（抄）

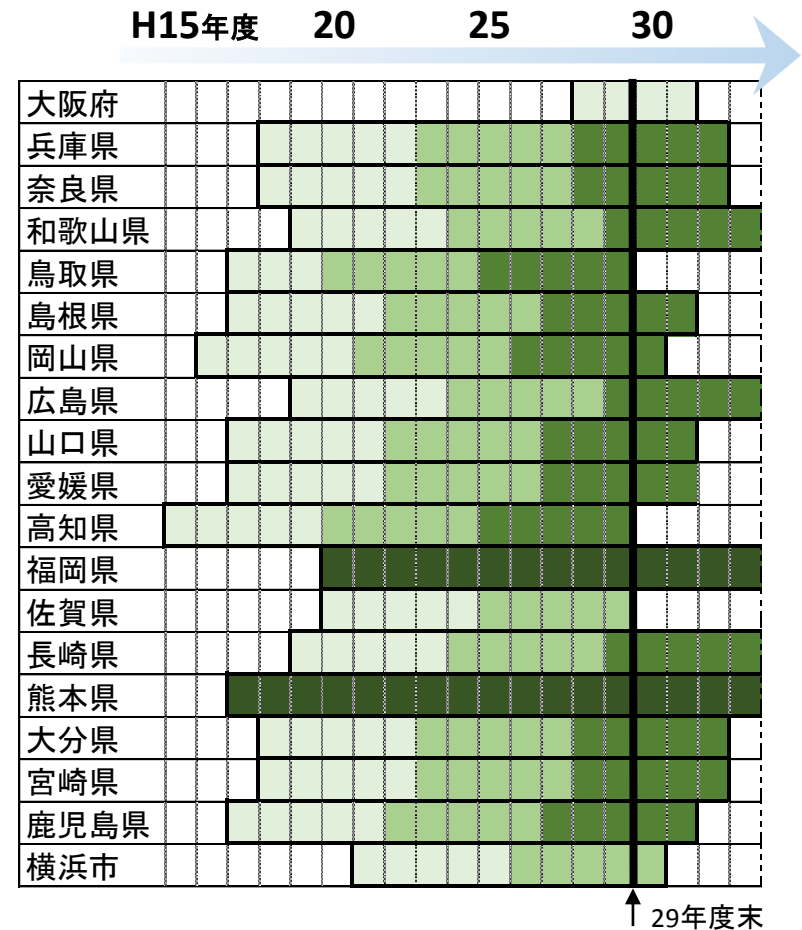
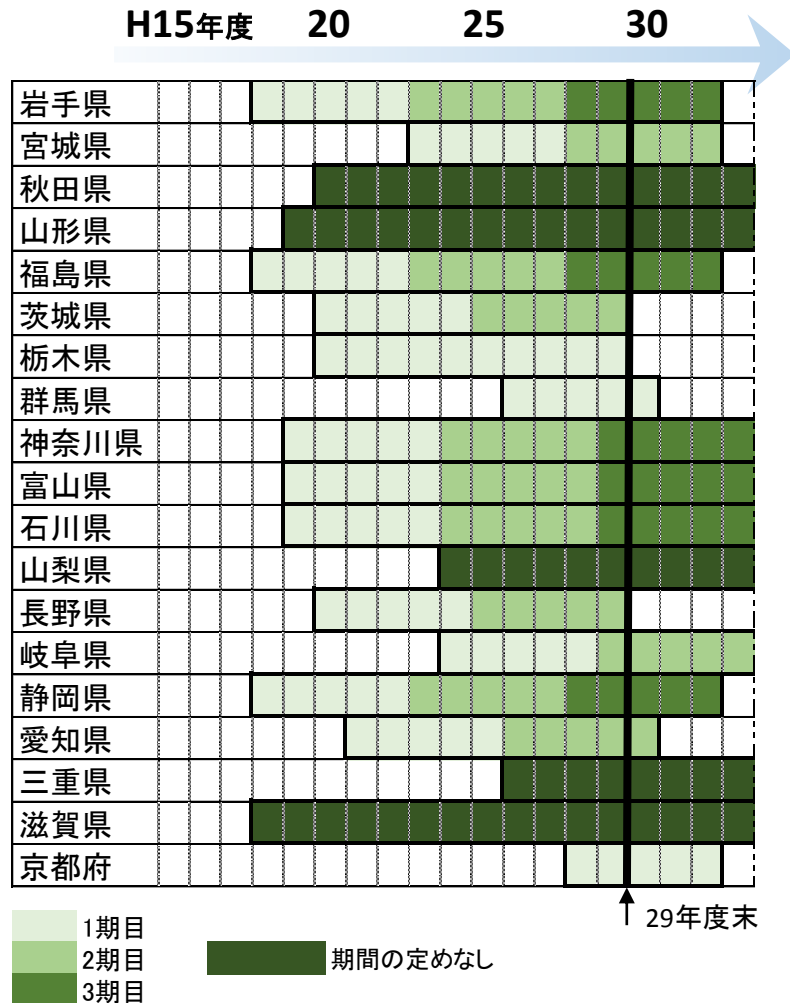
（税制の抜本的な改革に係る措置）

第百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、（中略）遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする（以下、略）。

- 3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。
 - 一 個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせる仕組その他これに準ずるものをいう。）の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進すること。
 - 二 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベース（課税標準とされるべきものの範囲をいう。第五号において同じ。）の拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。
 - 三 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。
 - 四 自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率（租税特別措置法及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則に基づく特例による税率をいう。）を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討すること。
 - 五 資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベース、税率構造等を見直し、負担の適正化を検討すること。
 - 六 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上及び課税の適正化を図ること。
 - 七 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。
 - 八 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）を推進すること。

森林環境・水源環境の保全を目的とした超過課税の導入状況と導入時期

- 平成15年度の高知県における導入以来、同様の取組が拡がり、現在は37府県1市にて実施。
(H15年度 1団体 → H19年度 23団体 → H24年度 34団体 → H29年度 38団体)
- 期間の定めのある県においては、その都度住民の理解を得て、2期、3期と実施期間を延長。

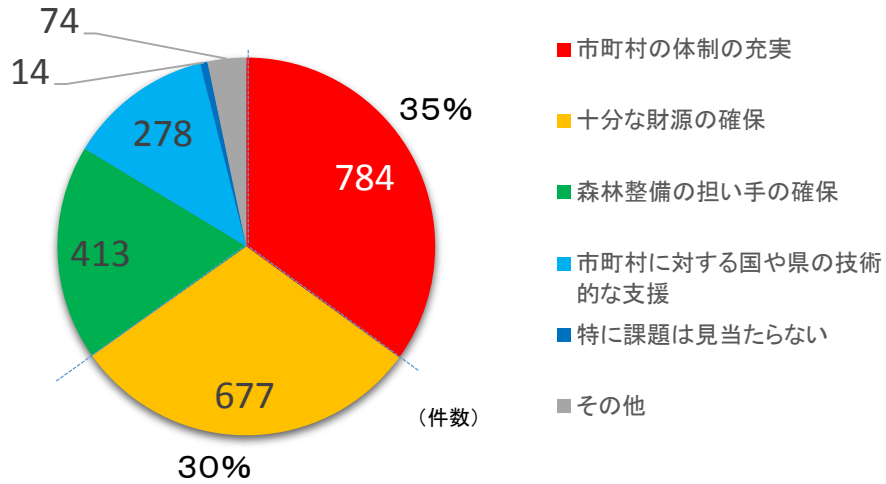


時限的に創設された税の例

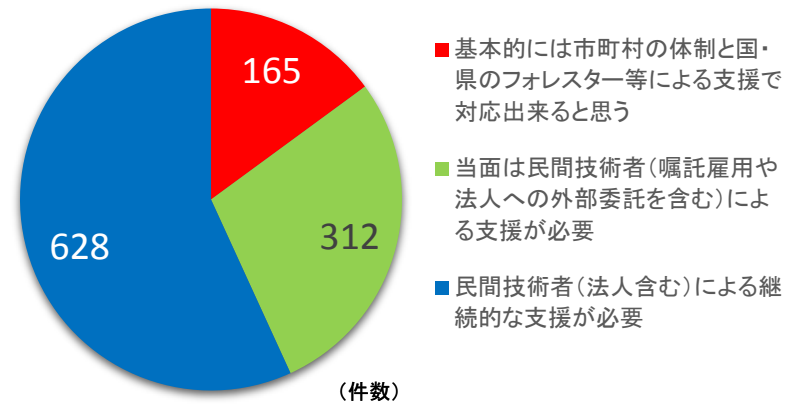
税 目	目 的	期 間	税 収(年度)
法人臨時特別税	湾岸地域における平和回復活動を支援するため	平成3年度	3,799億円(H3)
石油臨時特別税			2,019億円(H3)
法人特別税	当面の厳しい税収動向・財政事情に対応するため	平成4年度 ～平成5年度	3,184億円(H4) 2,861億円(H5)
たばこ特別税	国鉄長期債務及び国有林野累積債務を一般会計に引き継ぐことが財政赤字のさらなる拡大要因となることに対処するため	平成10年度～ (当分の間)	927億円(H10) … 1,475億円(H27)
地方法人特別税	税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置を講じるため	平成20年10月 ～ 平成31年 9月末	6,739億円(H21) … 20,806億円(H27)
復興特別法人税	東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第二条に定める基本理念に基づき実施する施策に必要な財源を確保するため	平成24年度 ～平成25年度	6,494億円(H24) 12,043億円(H25)
復興特別所得税		平成25年 ～平成49年	511億円(H24) … 3,707億円(H27)

市町村の体制について

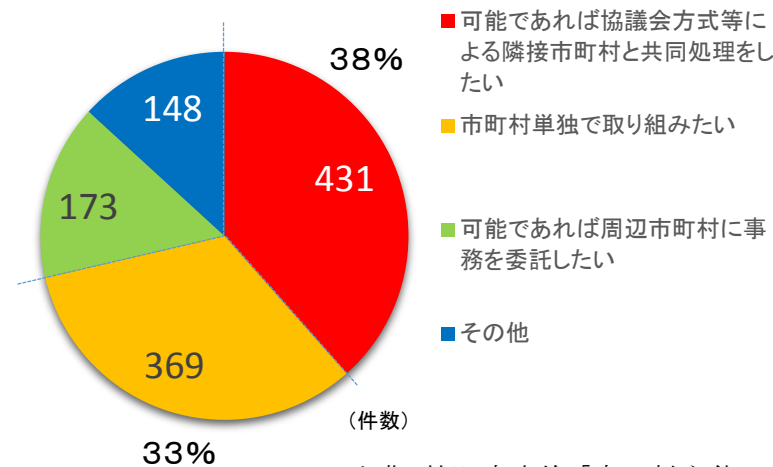
問 森林環境税(仮称)を財源として、本資料で示している取組を貴市町村で実施することとなった場合、貴市町村では何が課題となると思われますか？(2つ選択)



問 技術面でのサポートについて



問 事務・事業の体制について



森林の区分

育成単層林



【特徴など】

・単一の樹種・樹冠(枝や葉が生い茂っている部分)から構成される森林で、皆伐(森林内の樹木を全て伐採すること)して収穫し、その後造林する森林。

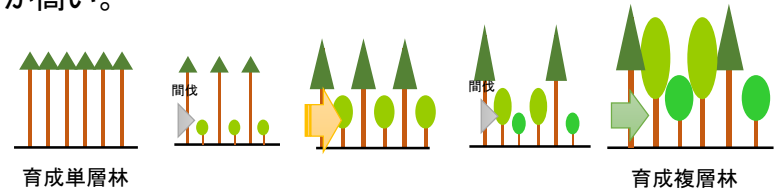


育成複層林



【特徴など】

・森林を構成する樹木を抜き伐りし、複数の樹種や樹冠からなる森林として成立させる森林。
・樹木が永続的に成立しているため、公益的機能の効果が高い。



天然生林



【特徴など】

・現状で人為が加えられていない森林、又は伐採後に人為を加えず自然の推移に委ねて成立させる森林。
・生物多様性保全など、原生的な森林生態系を維持すべき森林などに多い。

育成単層林から育成複層林への誘導について

針葉樹で構成される単層林を伐採(抜き伐り)し、その跡地に広葉樹を生育させ、複数の樹齢・樹種で構成される育成複層林に誘導することにより、水源涵養や生物多様性の保全等の公益的機能の継続的発揮及び将来の森林管理コストの低減が期待される。

育成複層林の効果

- 育成単層林は、主伐に際して、皆伐するなど地表が裸地化し、水源涵養や土砂流出防止等の公益的機能が一時的に低下する時期があるのに対して、育成複層林は公益的機能が継続して発揮される。
- 針広混交林等の多様な樹種構成の森林が維持されることにより、動物等の生息・生育の場となり、生物多様性が保全される。
- 植栽や下刈りが不要になることなどにより、将来の森林管理コストが低減される。 等

イメージ

- 間伐等の森林整備が適切に実施されないまま、高齢級化・過密化した林分では、幹や根が十分に発達することができず、また、林内への日照が不十分となり、下層植生の生育に支障。



手入れ不足により過密化し、下層植生の消失や表土の流出などが発生している林分

- 森林の持つ公益的機能を、より高度かつ安定的に発揮できるよう、針広混交林化等多様な森林整備を推進。



広葉樹との混交林へ誘導しているヒノキ人工林



スギと広葉樹の混交林

外部人材の活用事例

～奈良県における施業放置林解消活動推進事業～

趣旨

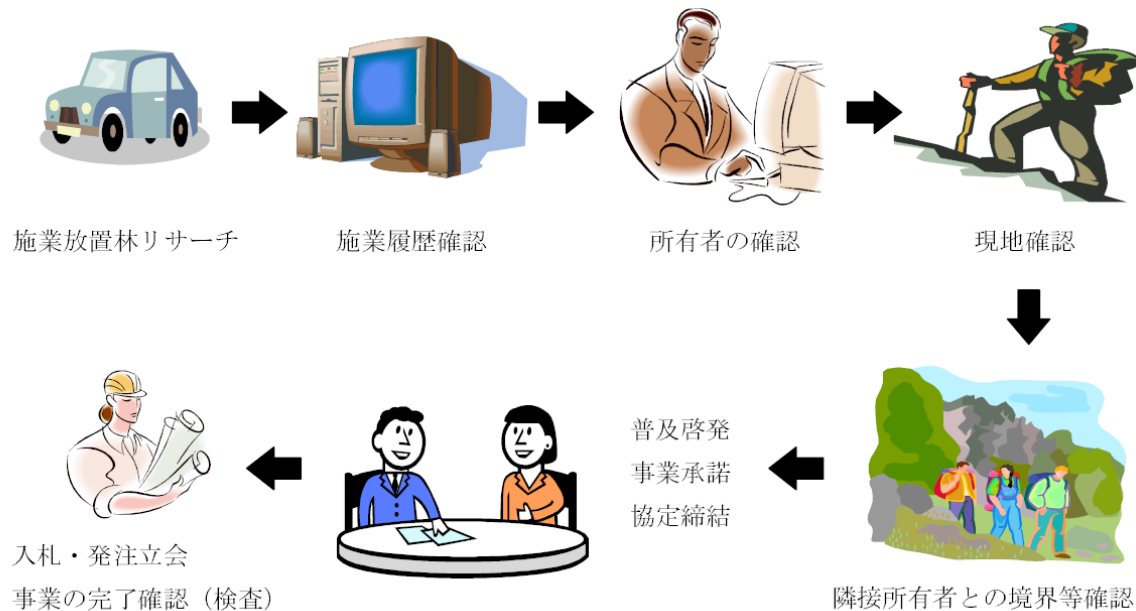
施業放置林の調査及び当該森林所有者へ森林整備の普及啓発を行うことで、施業放置林の解消に努めてきたが、依然として調査を要する人工林が多くあることから、引き続き施業放置林の解消活動を推進することで森林環境の保全に資する。

事業内容

「施業放置林整備マネージャー」を配置し、施業放置林の調査並びにその森林所有者へ森林の有する公益的機能の重要性及び森林整備に関する各種制度の普及啓発を行うことで施業放置林の解消に努める。

※マネージャーの業務内容

(市町村内の森林の状況に詳しく、施業放置林の解消に意欲のある個人または法人で、毎月の活動状況を翌月の10日までに市町村長へ報告できる者をマネージャーとして任命。)



地方公共団体の事務の代替執行について

(地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)【抜粋】)

第五款 事務の代替執行

(事務の代替執行)

第二百五十二条の十六の二 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体の求めに応じて、協議により規約を定め、当該他の普通地方公共団体の事務の一部を、当該他の普通地方公共団体又は当該他の普通地方公共団体の長若しくは同種の委員会若しくは委員の名において管理し及び執行すること(以下この条及び次条において「事務の代替執行」という。)ができる。

(参考条文:地方自治法)

(事務の委託)

第二百五十二条の十四 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

(地方自治法の一部を改正する法律の公布について(通知)(平成26年5月30日)【抜粋】)

第4 連携協約制度等の創設に関する事項

2 事務の代替執行制度

(1) 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体の求めに応じて、協議により規約を定め、当該他の普通地方公共団体の事務の一部を、当該他の普通地方公共団体又は当該他の普通地方公共団体の長若しくは同種の委員会若しくは委員の名において管理し及び執行すること(以下「事務の代替執行」という。)ができるものとされたこと。(法第252条の16の2第1項関係)

事務の代替執行は、市町村の間において行う場合のほか、条件不利地域の市町村において近隣に事務の共同処理を行うべき市町村がない場合等において、市町村優先の原則や行政の簡素化・効率化という事務の共同処理制度の立法趣旨を踏まえつつ、都道府県が事務の一部を当該市町村に代わって処理することができるようにすることを念頭に制度化されたものであり、地域の実情に応じて、適切に運用されたいこと。

森林環境・水源環境の保全を目的とした各府県の超過課税の名称(通称)

名称(通称)による分類	団体数	団体名と超過課税の名称(通称)
税の名称(通称)が「森林環境税」である団体 (名称(通称)に「森林」、「環境」を用いている団体を含む)	19	宮城県(みやぎ環境税)、山形県(やまがた緑環境税)、 福島県、茨城県(森林湖沼環境税)、神奈川県(水源環境保全税)、 石川県、山梨県、岐阜県(清流の国ぎふ森林・環境税)、大阪府、 奈良県、鳥取県(森林環境保全税)、愛媛県、高知県、福岡県、 佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県 ※名称(通称)が「森林環境税」である団体については、名称(通称)の記載を省略
税の名称が「〇〇森(林)づくり(県民)税」である団体	14	岩手県(いわての森林づくり県民税)、 秋田県(秋田県水と緑の森づくり税)、 栃木県(とちぎの元気な森づくり県民税)、 富山県(水と緑の森づくり税)、長野県(長野県森林づくり県民税)、 静岡県(もりづくり県民税)、愛知県(あいち森と緑づくり税)、 滋賀県(琵琶湖森林づくり県民税)、和歌山県(紀の国森づくり税)、 島根県(水と緑の森づくり税)、岡山県(おかやま森づくり県民税)、 広島県(ひろしまの森づくり県民税)、 山口県(やまぐち森林づくり県民税)、 熊本県(水とみどりの森づくり税)
その他の名称の団体	5	群馬県(ぐんま緑の県民税)、三重県(みえ森と緑の県民税)、 京都府(豊かな森を育てる府民税)、兵庫県(県民緑税)、 横浜市(横浜みどり税)

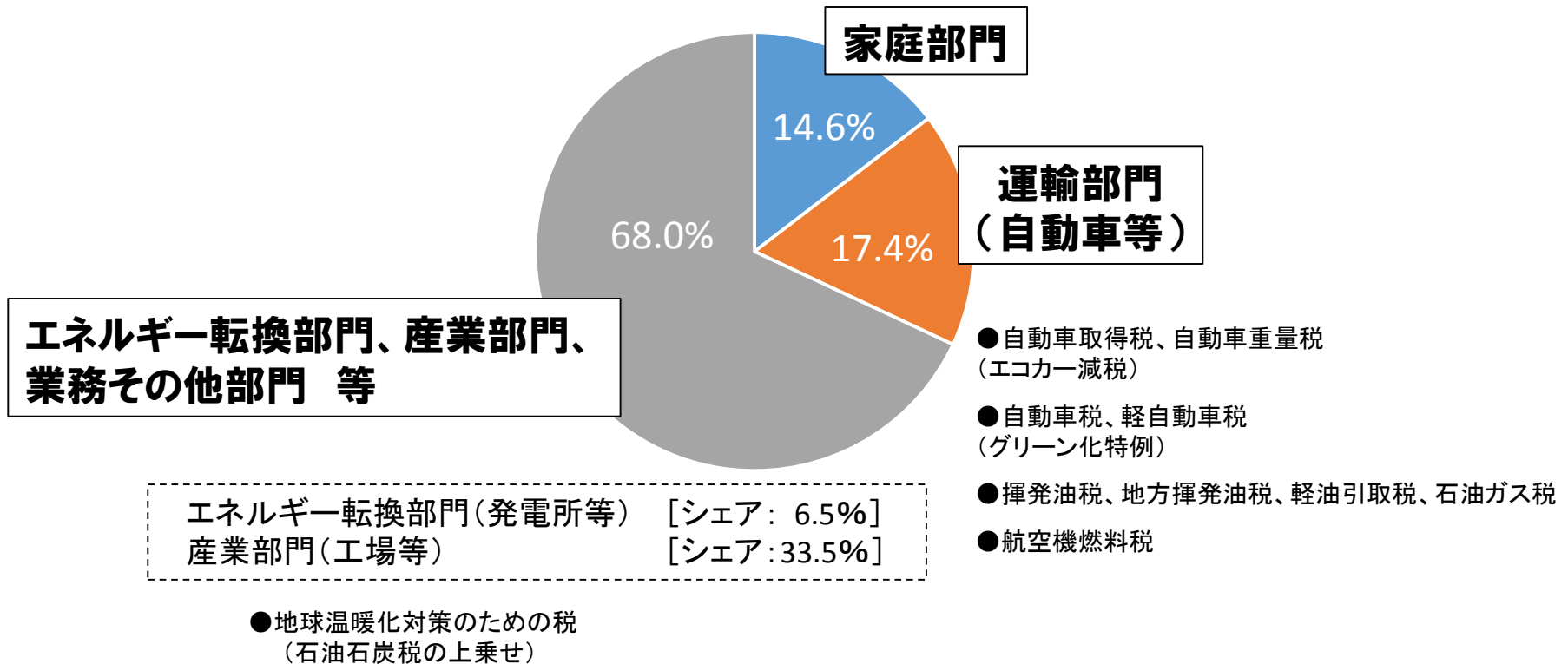
税の名称と課税物件・課税客体

国税	
税目	課税物件・課税客体
所得税	個人の所得、法人の一部の所得
法人税	法人の所得
相続税	相続・遺贈により取得した財産
贈与税	贈与により取得した財産
地価税	個人、法人が有する土地等
消費税	資産の譲渡等及び特定仕入れ、外国貨物の引取り
酒税	酒類
たばこ税	製造たばこ
たばこ特別税	製造たばこ
揮発油税	揮発油
石油ガス税	自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガス
航空機燃料税	航空機燃料
石油石炭税	原油及び石油製品、ガス状炭化水素並びに石炭
自動車重量税	検査自動車及び届出自動車
関税	信書を除く輸入貨物
とん税	外国貿易船の開港への入港
印紙税	印紙税法別表第一に掲げる契約書等の文書
登録免許税	登録免許税法別表第一に掲げる登記、登録、免許等
地方揮発油税	揮発油
地方法人特別税	基準法人所得割額及び基準法人収入割額
地方法人税	基準法人税額
特別とん税	外国貿易船の開港への入港
電源開発促進税	一般送配電事業者の販売電気
復興特別所得税	基準所得税額

地方税	
税目	課税物件・課税客体
道府県民税	都道府県内に住所・事務所等を有する個人、法人等
事業税	個人、法人の行う事業
地方消費税	課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ、外国貨物の引取り
不動産取得税	不動産の取得
道府県たばこ税	売渡し等に係る製造たばこ
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用
自動車取得税	自動車の取得
軽油引取税	元売業者又は特約業者からの軽油の引取りで現実の納入を伴うもの
自動車税	自動車
鉱区税	鉱区
狩猟税	狩猟者の登録
水利地益税	水利に関する事業等により特に利益を受ける土地、家屋
市町村民税	市区町村内に住所・事務所等を有する個人、法人等
固定資産税	固定資産
軽自動車税	軽自動車等
市町村たばこ税	売渡し等に係る製造たばこ
鉱産税	鉱物の採掘の事業
特別土地保有税	土地の所有又は取得
入湯税	鉱泉浴場における入湯行為
事業所税	事業所等において個人、法人が行う事業
都市計画税	市街化区域内の土地、家屋
共同施設税	共同施設により特に利益を受けた事業
宅地開発税	市街化区域内において行われる宅地開発
国民健康保険税	国民健康保険の被保険者

CO₂の排出量の状況と関連する税制

- 家庭部門においても、日本全体のうち約15%のCO₂を排出。
- エネルギー転換部門や産業部門、運輸部門等には関連する税制上の措置がある。



※部門毎の排出量の割合は2015年度(平成27年度)確報値
(環境省HP等より総務省において作成)

地球温暖化対策税の概要

- 地球規模の重要かつ喫緊の課題である地球温暖化対策を進める観点から、平成24年度税制改正において、石油石炭税にCO₂排出量に応じた税率を上乗せするものとして創設。
- 導入にあたっては、急激な負担増とならないよう、税率の上乗せは段階的に実施。
- 税収は、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源CO₂排出抑制に充てられる。

1. 納税義務者

原油等（※）を採取する者 及び 原油等を保税地域から引き取る者

※原油等…原油・石油製品、ガス状炭化水素、石炭をいう。

2. 税率の上乗せ

	原油・石油製品 [1kℓ当たり]	ガス状炭化水素 [1t当たり]	石炭 [1t当たり]	引上げ分 税収
24年10月～	250円	260円	220円	約390億円
26年4月～	500円	520円	440円	約1,700億円
28年4月～	760円	780円	670円	約2,600億円
(参考)本則税率	2,040円	1,080円	700円	

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）（抄）

（地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例）

第90条の3の2 地球温暖化対策を推進する観点から、（略）石油石炭税の税額は、石油石炭税法第9条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。（以下略）

森林環境・水源環境の保全を目的とした府県の超過課税の税収の使途

○ 府県の超過課税の税収については、森林整備以外にも、治山・流木対策、都市緑化、木材利用促進、普及・啓発等の使途にも、幅広く活用されている。

使途の内容	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	神奈川県	富山県	石川県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県			
治山・流木対策																○	○	○	○	○									○							○	○			
松枯れ木等処理		○	○		○	○				○										○				○		○	○		○							○		○	○	
都市緑化、河川等		○				○			○					○		○					○																			
担い手育成・支援			○		○				○				○			○					○	○				○				○							○	○		
木材利用促進		○		○	○	○	○		○	○		○	○	○		○		○	○	○						○	○		○	○				○	○	○	○	○		○
森林環境教育	○		○	○	○	○		○		○	○	○	○	○			○	○					○	○		○			○	○						○	○	○	○	○
普及・啓発(※1)	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他(※2)		○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○	○				○	○		○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○

(※1) ボランティア支援を含む。

(※2) 森林公園等の整備、公有林化、鳥獣被害状況等の調査の実施、施業集約化支援、苗木生産支援、市町村への交付金、シカ個体数調整等

森林整備に関する事業の粗いイメージ

事業実施地域

森林地域

都市地域

<条件不利な森林>

税制改正大綱の
記述の内容

間伐等

(これに伴う境界画定や間伐に
必要な作業道整備等を含む。)

普及啓発

(ビラ・ポスター作成・配布、
環境教育、公共建築物等
への木材利用等)

再造林・保育

(皆伐放棄地の公有林
化・広葉樹への転換など)

森林地域

里山地域

都市地域

人材育成

林道整備

里山整備

間伐等

(積極的な搬出利用)

主伐・再造林・保育

(林業的利用目的)

高性能林業機械
導入支援

木材加工・
流通施設整備

住宅等民間施設での
木材利用推進
(民需による木材需要拡大)

<林業的利用が可能な森林>

不特定多数

直接的な事業効果が及ぶ範囲

(対象地域や対象者)

特定事業者等

